

鳩山監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 31 日

鳩山町監査委員 戸 口 章

鳩山町監査委員 日 坂 和 久

令和 6 年度定例監査の結果について（報告）

1. 監査の日時 令和 7 年 3 月 19 日（水）午前 9 時から午後 3 時 30 分
 令和 7 年 3 月 21 日（金）午前 9 時から午後 2 時 50 分

2. 監査の場所 鳩山町役場 議員控室

3. 監査対象及び方法

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までに執行された事務事業の状況、工事請負・委託契約の執行状況等について、あらかじめ各課等から提出された資料に基づき、限られた時間の中ではあったが監査を実施した。

監査に当たっては、各課等において年度当初に掲げた組織目標に対する事務事業の執行並びに達成の状況、第 6 次総合計画に掲げる各事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の取組状況等について、担当課長をはじめとする職員の出席を求め説明を受けた。このほか委員会等の開催状況及び各種団体等に対する補助金等の交付状況、並びに契約額 200 万円以上の業務委託及び工事請負の契約、執行状況について資料の提出を求め説明を受けた。

4. 監査の結果及び意見

各課等から提出された資料、工事等における執行状況等についての説明を受け、監査した結果、概ね適切に執行されているものと認められた。また、第 6 次総合計画に掲げる各事業やまち・ひと・しごと創生総合戦略事業についても、進捗状況の説明を受け、各事業とも着実に進められているものと認められた。

しかし、厳しい財政状況にあることを踏まえ、これまで以上に効果的な事業展開、予算の執行を望む観点から、次の点について意見を述べることにする。

(1) 各課等においてそれぞれに組織目標を設定し、その目標を達成するために職員が共通認識を持って事業に取り組んでいる点は高く評価したい。目標を達成した事業は、引き続き事業の達成度や成果の分析に取り組み、今後の事業施策の展開に反映させることで町民福祉の向上に努めていただきたい。また、目標を達成できなかった事業については原因の究明を行い、早期達成に向けて努力していただきたい。

(2) 第 6 次鳩山町総合計画の評価指標と現状値については、令和 6 年度（最新数値）の達成状況が約 5 割進んでおり、今後も町民の幸福度の向上など、町の

更なる活性化につながる事業を展開していただきたい。

(3) 子育て世帯移住・定住促進助成事業、子どもの居場所づくり事業など、少子化対策チャレンジプランに積極に取り組んだことは評価したい。初年度ではあるが、補助金交付や事業への参加者等もあり、今後の移住・定住につなげていただきたい。

(4) 町のDXの推進について、公共施設予約システム、子育てアプリ、空家バンクサイト、ペーパーレス会議システムの整備などを進めたことは評価したい。今後、経費の削減額等の事業効果の検証も行っていたいただきたい。

(5) 継続的に健康・長寿に関する事業を行い、成果等があることを評価したい。今後も全国的な課題となっている、事業へ参加しない人たちへの対応に取り組んでいただきたい。

(6) 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業等、通常の事務・事業を行っている中で、早急に適切な対応を行ったことを評価したい。

(7) 各種団体等に対して交付している補助金等については、厳しい財政状況を踏まえ、各所管課において経費負担のあり方など、様々な観点から常に検証・精査を行っていたいただきたい。また、補助金等を交付するに当たっては、町補助金等の交付手続等に関する規則を準用するだけでなく、事業ごとに要綱等の整備を行い、交付基準が明確化されるよう取り組んでいただきたい。

なお、補助金交付額よりも少額の事業費への支出が1件有り、戻入の指導を行った。

(8) 町の職員を対象とした様々な研修を実施しているが、今後も充実した研修を実施するよう取り組んでいただきたい。また、町民対応などについても職場内での協力体制をより一層強化していただきたい。